



宗像市



コミュニティ活動の推進

あなたが**主役**になるために
どんどん**活用**してほしい。
そんな**条例**ができました。



市民参画



協働

「まちづくり」の仕事に主体的にかかわっていくことは
私たちの権利であることを確認するとともに、
行政や他の市民と力を合わせながら、
自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。
そのために必要なルールや仕組みを
つくろうとする新しい挑戦でもあります。



これは『宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の
推進に関する条例』の前文です。新しい時代のまちづく
りについて、市民の宣言と挑戦が謳われています。
条例は、**1**市民参画 **2**協働 **3**コミュニティ活動の推進
の3本の柱からなっています。条例がめざすのは、市民
一人ひとりが快適で、安全で、温もりのある暮らしのか
たちを実現すること。この条例を活用し、3つの柱が連
携することで、より大きな効果が生まれることでしょう。

「自分の意見をもっと
まちづくりに反映させたい！」

「自分が得意なことを
まちづくりに活かしたい！」

「自分が住んでいる地域を
もっと住みよくしたい！」



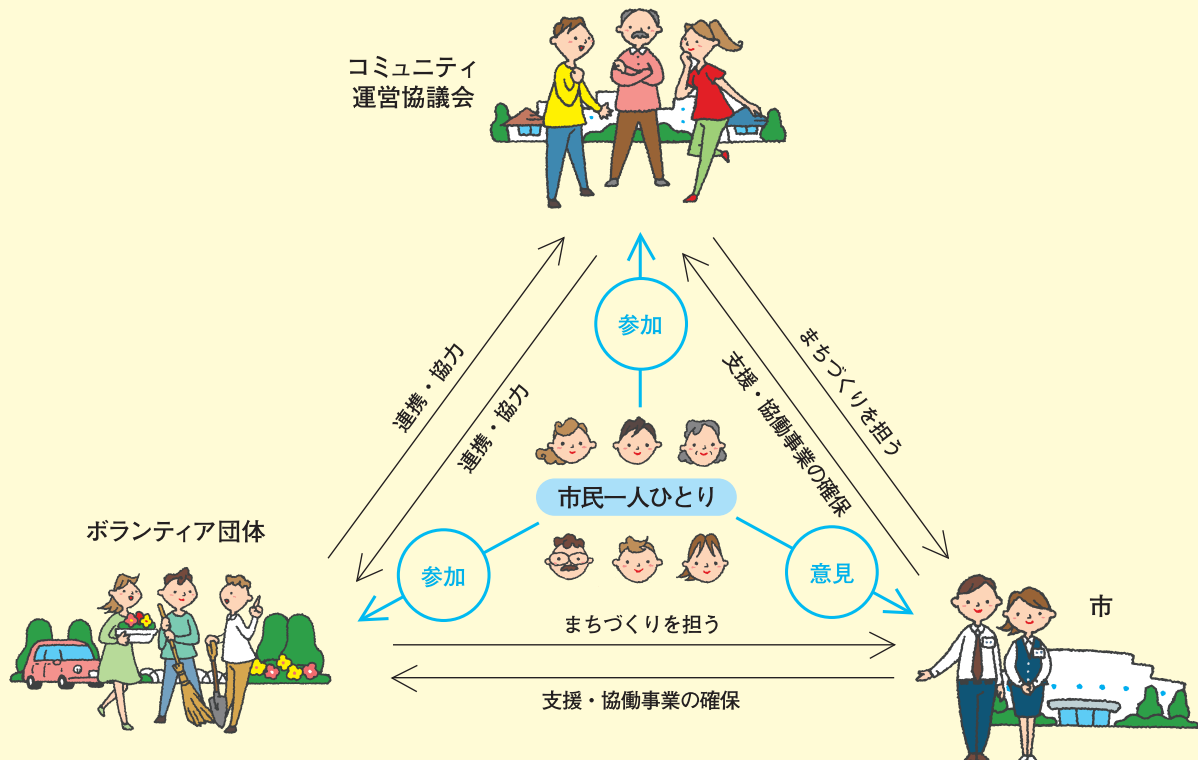
条例の全文についてはホームページをごらんください。

<http://www.city.munakata.fukuoka.jp/>



宗像市は市民参画・協働による まちづくりを進めます。

宗像市は、市民一人ひとり、ボランティア団体、コミュニティ運営協議会、市がしっかりと手を取りあって、いっしょにまちづくりを進めます。これらの関係に上下はなく、互いに対等で大切なパートナー。市民一人ひとりの積極的なアプローチが、よりよいまちづくりを実現します。



宗像市

宗像市市民協働部市民活動推進課

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 TEL.0940-36-1540 FAX.0940-37-3046

<http://www.city.munakata.fukuoka.jp/>

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

1 市民参画



私の意見が まちのかたちをつくる

「市民参画」ってなに？

政策などを市が企画・実施・評価する過程に市民が民主的に参加し、幅広く市民の意見を反映させるとともに、市民が主体となるまちづくりを推進することです。



まちづくりの主人公は市民。そんな市民一人ひとりの声
が計画や条例にきちんと反映されることが必要です。そのため、
条例で市民が意見を述べる機会を保障し、市民の意見を的確に反映させます。

市民参画の流れ

市民の意見を反映させるための手続をルール化。計画や条例の対象事項に該当する場合、市は市民参画の手続を実施します。また、市民も積極的にまちづくりに関わられるようにします。

市民の声を
活かす



対象事項

- ① 基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ② 基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- ③ 市民等に義務を課し、権利を制限する条例の制定又は改廃
(ただし、使用料、手数料は除くが、法定外の新税を起こすときは含む)
- ④ 広く市民等に適用され、市民活動に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ⑤ 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

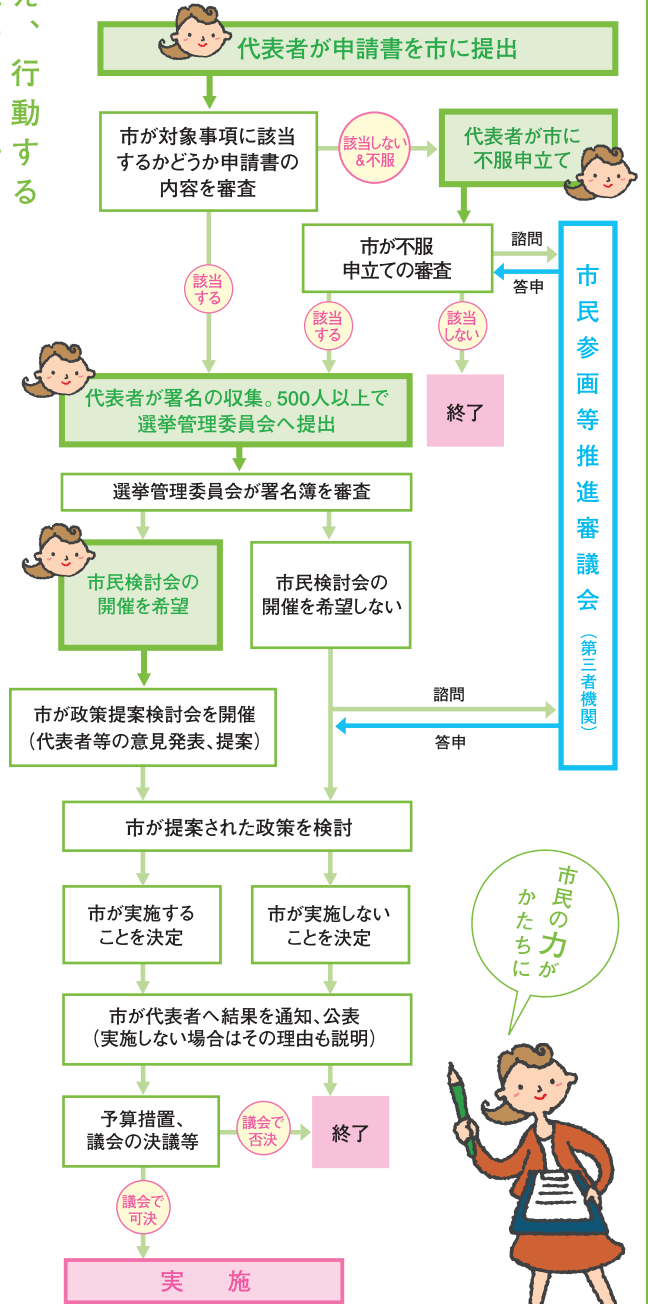
市民参画の方法

- ① 附属機関の設置
- ② 市民意見提出手続
(パブリック・コメント)
- ③ 市民説明会
- ④ 市民ワークショップ



市民政策提案手続の流れ

考え、行動する市民の力をかたちに！



市民の力が
かたちに



住民投票

まちづくりの
伝家の宝刀

これからのまちづくりは、市民参画の充実を図っていくのが大原則。住民投票は、それでもなお市民の意見が大きく分かれ、最終的な市民の意思を確認する必要がある場合に行う、いわば“まちづくりの伝家の宝刀”として位置付けました。住民投票の請求は、①永住外国人を含む18歳以上の市民3分の1以上の署名、②議員12分の1以上の提案で、出席議員の過半数の賛成、③市長自らの発議で行うことができます。このような請求があったときは、市長は議会に住民投票を実施するための条例案を提案。可決されたときは、住民投票が実施されることになります。なお、住民投票が実施され、その投票率が過半数に満たない場合は、開票を行いません。

2 協働

私たちの活動が まちづくりを担う



これからのまちづくりは市民と市とが一緒になって協力しながら行う。そんなまちづくりを進めるために、必要なルールや制度を設けました。まさにまちづくりを担うのは市民ひとりひとりのちからです。

協働の原則

市民と市がよりよい協働を推進していくため、企画立案、実施、評価それぞれの過程で、条例では次のように原則を定め、協働の効果が高まるようにしています。

市民と市とのルール

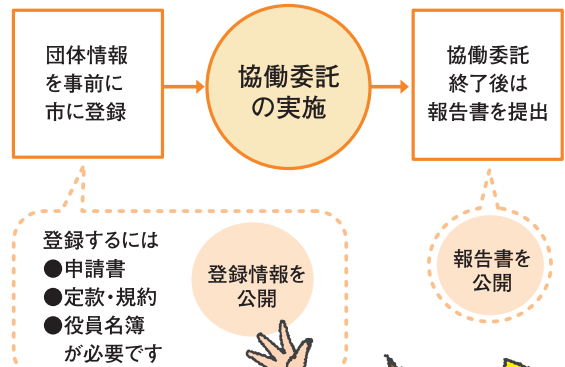
- (1) 情報を共有し、透明性の確保を図ること
- (2) 説明責任を果たすこと
- (3) 対等の立場に立ち、互いに理解しながら、目的を共有すること
- (4) 互いの自主性及び特性を尊重し合うこと
- (5) それぞれが自覚と責任を持ちながら、協力し、連携すること

協働委託登録制度

市が行っている行政サービスをボランティア団体に協働委託するときは、ボランティア団体は事前に団体情報などを市に登録。また、協働委託終了後は報告書を提出。そして、市はこれらの書類を公開します。このような制度により、協働委託が適正に行われているか、市民の目に明らかになり、協働の透明性が図られ、より一層の協働が進むことになります。

協働の透明性を図る

協働委託の流れ



協働提案制度

市民が積極的にまちづくりを担う

現在、市が行っている行政サービスについて、「私たちがそのサービスを行いたい!」と提案することができます。提案した後は、必要に応じ、条例で設置される市民参画等推進審議会の意見を聞きながら、ボランティア団体が行うかどうか決定します。ボランティア団体が行うことになったときは、市はその団体に委託料を支払います。ボランティア団体はより充実した活動を行うことができます。



「協働」ってなに?

市民と市が対等な立場で、一緒に協力しながらまちづくりを行っていくことです。条例では「市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営み」と定義しています。

3 コミュニティ活動の推進

私たちのちからで よりよい地域をつくる

「コミュニティ活動」ってなに？

原則として小学校区域をひとつの単位として、そこに住む地域住民で組織するコミュニティ運営協議会を中心に、自主的に自分たちの地域を考え、決定し、行動しながら地域づくりを行うことです。



自分たちが住む地域だからこそ、課題などがよく見えます。地域に関することは一番身近な地域住民が主体的に取り組む。コミュニティ活動はみんなで地域をよくするための取り組みです。そのため、権限や財源などを市から地域に移譲する、まさに地域分権を進めます。



コミュニティ
運営協議会



●まちづくり交付金
●市職員がまちづくりのコーディネート

●協働事業
(行政サービスを市と
いっしょに行う)

協働事業の提案
申請・登録



コミュニティ運営協議会

総会

運営
委員会

役員会

事務局

公民館活動部会
青少年育成部会
健康福祉部会
環境整備部会
地域づくり部会
○○○○部会

●コミュニティは原則として小学校区単位
●行政サービスの一部や地域独自の事業を行う

透明性・公平性 の確保

コミュニティ運営協議会は地域住民の自主的な組織。だから、自分たちで規約などを定め、会のルールを決めます。しかし、市と一緒に地域づくりを行っていく重要な組織。そのため、コミュニティ運営協議会の責務を次のように定め、運営の透明性・公平性を図ります。

- (1) 地域住民が運営協議会の意思決定に参加しやすいようにすること
- (2) 地域住民がコミュニティ活動に参加しやすいようにすること
- (3) 積極的に情報の共有を図るようにすること
- (4) 役員等の選出について透明性を図るようにすること
- (5) 自らの活動を評価するよう努めること

また、コミュニティ運営協議会が民主的な組織であるために、次のような手続をとらなければならないことを定めています。

- (1) 規約を定めること
- (2) 毎年、定期総会を開かなければならないこと
- (3) 会長、副会長その他規約で定める役員を置くこと

さらに、コミュニティ運営協議会が行政サービスの協働委託を行うときは、ボランティア団体と同じように、協働委託登録制度により団体情報を登録し、報告書などを提出。市はこれらの情報を公開し、協働の透明性を図っていきます。

ボランティア 団体との連携

相乗効果を発揮！

地域が活動領域のコミュニティ運営協議会、環境や福祉などの特定のテーマのボランティア団体。コミュニティ運営協議会は地縁系、ボランティア団体はテーマ系の団体といえます。どちらもまちづくりを進めていく上での強力なパートナー。互いの特性を尊重して、対等な立場で一緒に協力しながらまちづくりを行うことで、相乗効果が生まれます。

